

## 公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

### 記

#### 1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「拡大申告情報の翻訳」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2020年 1月 6日 から 2020年 3月31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53  
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

#### 2. 必要書類等の提出場所等

##### (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015  
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階  
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター  
担 当 部 署：総務部 契約課  
フリガナ：タノ ミホ  
担 当 者 名：太野 美穂  
電 話 番 号：03-5816-7765  
F A X：03-3834-5265  
M a i l：[mitano@jnmcc.or.jp](mailto:mitano@jnmcc.or.jp)

##### (2) 参加意志確認書の提出期限

2019年 8月26日(月) 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)  
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

##### (3) 提出書類

- ・スキルカード 2部

#### 3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

##### (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

##### (2) 2019年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

#### 4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。  
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。  
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2019年 8月 7日

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 水原 泰

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 水原 泰 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

### 参加意思確認書

2019年8月7日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、  
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と  
相違ないことを誓約します。

### 記

1. 業務等の名称 「拡大申告情報の翻訳」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属  
役 職 名  
氏 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
電 子 メ ー ル

# 拡大申告情報の翻訳

## 仕様書

2019年度

公益財団法人 核物質管理センター

## 目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 作業期間及び納期	1
5. 作業範囲	1
5.1 作業対象	1
5.2 作業内容及び方法等	2
6. 標準要員数	3
7. 試験・検査	3
8. 業務に必要な資格等	4
9. 支給品及び貸与品	4
9.1 支給品	4
9.2 貸与品	5
10. 提出書類	5
11. 検収条件	5
12. 適用法規・規定等	5
13. 情報セキュリティの確保	5
14. 特記事項	6
15. 総括責任者	7

## 1. 件名

拡大申告情報の翻訳

## 2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下、「センター」という。）において、国内の原子力関係事業者から国に提出された報告書及び調査票に記載された内容に基づき、IAEA に申告する拡大申告情報を作成するための翻訳作業及び関連する作業、データベース化のための作業、並びに整理作業を実施するために、当該作業を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

## 3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-53  
センター内指定場所

## 4. 作業期間及び納期

### (1) 作業期間

2020年1月6日 ～ 2020年3月31日

但し、土曜日、日曜日、祝日及びセンターが指定する日を除く毎日。

### (2) 作業時間

原則としてセンターにおける作業は次の時間帯に実施すること。

平日 9:00～17:30

但し、必要がある場合は、協議により、上記に定める時間以外であっても作業を実施することができるものとする。

### (3) 納期

2020年3月31日

## 5. 作業範囲

### 5.1 作業対象

翻訳あるいは英文修正の対象になる主な文書は以下のとおり。

#### (1) サイト内建物報告書（報告書及び図面等）：約 210 サイト

原子力事業所毎に、事業所内に現存する建物について説明する報告書で、建物の名称、面積、階数、用途や設置されている設備・装置の概要について記載されている。

#### (2) 核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動（以下「R&D 活動」という）に関する調査票：約 540 件

核燃料サイクルに関連（核物質の転換・濃縮、燃料加工、原子炉、臨界実験施設、核燃料の再処理、廃棄物の処理（プルトニウム、高濃縮ウラン又はウラン2

3 3を含む中レベル又は高レベル放射性廃棄物の処理(貯蔵又は処分のための再梱包又は元素分離を含まない。))した研究開発活動の実施場所や実施している機関の名称、実施の目的及び内容について記載されている。

(3) 国際特定活動に関する各種届出及び生産数量報告書：約 40 件

以下に示す資機材等を生産している事業所の名称、住所、生産能力、製品の品質や用途、生産数量に関する情報が含まれている。

- ・ 遠心分離機の回転胴の製造又はガス遠心分離機の組立て
- ・ 拡散隔膜の製造
- ・ レーザーを利用したシステムの製造又は組立て
- ・ 電磁式同位体分離装置の製造又は組立て
- ・ コラム又は抽出設備の製造又は組立て
- ・ 空気動力学を用いた分離用ノズル又は渦巻管の製造
- ・ ウラン・プラズマ発生システムの製造又は組立て
- ・ ジルコニウム管の製造
- ・ 重水又は重水素の生産又は精製
- ・ 原子炉級黒鉛の生産
- ・ 照射済燃料用フラスコの製造
- ・ 原子炉制御棒の製造
- ・ 臨界上安全なタンク及び槽の製造
- ・ 照射済燃料要素切断機の製造
- ・ ホットセルの建設

## 5. 2 作業内容及び方法等

### (1) 報告書及び調査票の翻訳

日本語の報告書及び調査票の翻訳(翻訳した英文の確認・修正作業を含む)を行う。但し、翻訳に際しては、センターが指定する用語集、文例集、翻訳マニュアルに沿って、IAEA への申告上適切な英文を作成すること。

### (2) 英文報告書及び英文調査票の確認・修正作業

原子力分野や保障措置分野の翻訳経験を活かし、英文のサイト内建物報告書及び R&D 活動調査票に記載されている内容の整合性や英文の妥当性を確認し、問題点(内容を含む)を指摘するとともに、適切な表現にする。

調査票については、前回の調査票の内容(所在地情報や研究概要)と、今回の調査票の内容を比較し、内容変更の有無を確認し、英文修正の可否を決める作業を行う。

### (3) 拡大申告情報の内容確認

R&D 活動調査票、サイト内建物報告書、国際特定活動の生産数量報告書についてマニュアルを用いた内容確認を行い、結果をチェックシートに記録する。

### (4) データベースへのデータ登録作業

日本語及び英語の文章をデータベースに正しく登録し、データベースの出力と原本を比較し間違いが無いことを確認する。なお、サイト内建物報告書については表紙の情報についての登録と確認も行う。

- (5) サイト内建物報告書に添付された図面等の確認、英語版の作成作業（約 60 件）  
前回の日本語図面と今回の日本語図面を比較し、廃止された建物や追加された建物が反映され、最新情報に改訂済みの日本語図面に記載された日本語を翻訳し、英語図面を作成する。

また、今回作成した図面と既存の英語版の図面をサイト毎にセットし、IAEA 提出用の図面を完成させる。なお、必要に応じて、図面（既存の英語版の図面を含む）の修正も行う。

- (6) サイト内建物報告書の図面の整合性の確認作業（約 60 件）

完成した英語版の図面と、サイト内建物報告書の英文に記載されている建物名称や部屋名称を比較し、追加・修正・削除が適切に行われていること（本文中で建物名称や部屋名称の修正があれば、図面においても該当する建物名称や部屋名称が修正されていること等）を確認する。併せて、図と説明文が対応していることを確認する。

- (7) サイト内建物報告書本文の様式確認

サイト内建物報告書の日本語本文について、建物名称や階数、面積などの必要事項が記載されていることを確認する。

- (8) 拡大申告情報の整理作業及びファイリング

拡大申告情報の整理作業（受付処理や報告書の整合性を確認するためのリスト作成など）及び関連する情報のファイリングなどを行う。

- (9) 翻訳に使用した用語集、文例集、翻訳マニュアルの更新作業

上記の翻訳作業を踏まえ、翻訳の際に使用した用語集、文例集、翻訳マニュアルについて、用語や文例、手順や注意事項の追加、見直しなどを行う。

- (10) 上記作業に関連するその他の作業

上記作業に関連してセンターとの打合せ等に参加し、進捗状況の報告、連絡調整を行う。

また、日々の業務が円滑かつ効率的に進行するよう、現場の調整、進捗確認など各種コーディネートを必要に応じて行う。

更に、上記作業を遂行する上で必要となるその他の作業を実施する。

## 6. 標準要員数 5名

- (1) 常勤する作業者は2名以上とすること。

## 7. 試験・検査

発注者は、下記の検査を行う。

- (1) 報告書及び調査票の内容がセンターの指定した翻訳用の文例集、用語集に沿

って適切に翻訳されていることを確認する。

- (2) 英文の報告書及び調査票が適切な表現となっていることを確認する。
- (3) 報告書及び調査票の内容確認が実施されていることを、チェックシートの記録で確認する。
- (4) 報告書及び調査票の内容が正確に登録されていることを、データベースの出力と原本を比較し確認する。
- (5) 英語版図面の英語表記が適切であることを、日本語版図面と比較し確認する。
- (6) 今回の報告書における建物名称や部屋名称の追加・修正・削除が図面に反映されてことを確認することにより、整合性確認が適切に行われたことを確認する。
- (7) サイト内建物報告書本文の様式確認が実施されていることを、チェックシートの記録で確認する。
- (8) 報告書の整合性を確認するためのリストの内容を確認することによって、リスト作成が適切に行われたことを確認する。
- (9) 翻訳の際に決めた用語や翻訳の文例が、用語集、文例集、及び翻訳マニュアルに漏れなく反映されていることを確認する。

## 8. 業務に必要な資格等

受注者は、以下の要件を満たす者を本業務に従事させること。

- (1) パーソナル・コンピュータで使用されるソフトウェア（ワープロソフト、表計算ソフト）の各種機能を利用し、自らレイアウトして文書及び表の作成、図形や画像の挿入及び編集等が行える能力を有していること。
- (2) 原子力、特に保障措置分野の翻訳に相当する経験5年（1名以上）
- (3) 追加議定書に基づく拡大申告情報の翻訳に相当する経験（1名以上）
- (4) 英語で提供される拡大申告情報の整合性や内容の確認が出来るレベル（TOEICスコア 650 点相当）であること。（1名以上）
- (5) 英語で提供される原子力関連又は保障措置関連情報の整理作業又は確認作業の経験があることが望ましい。

## 9. 支給品及び貸与品

### 9. 1 支給品

- (1) 品名
  - ・電気
  - ・水道
  - ・文具等
  - ・印刷用紙
- (2) 数量：一式
- (3) 支給場所：センター内指定場所



(4) 支給時期：必要の都度

## 9. 2 貸与品

(1) 品名

- ・机、椅子、パソコン
- ・マニュアル及び参考図書（用語集、文例集、翻訳マニュアル）

(2) 数量：一式

(3) 引渡場所：センター内指定場所

(4) 引渡時期：作業開始時

## 10. 提出書類

書類名	提出時期	部数
体制図	契約後速やかに	1部
作業スケジュール	契約後速やかに	1部
完了届	作業完了後速やかに	1部

(提出場所)

センター 情報管理部 情報整理課

## 11. 検収条件

「7. 試験・検査」の合格及び、「10. 提出書類」の確認を以て、業務完了とする。

## 12. 適用法規・規定等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 安全衛生管理規程

## 13. 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、「センター 情報セキュリティポリシー」、「情報管理規程」及び「情報管理要領」（以下「情報セキュリティ関係規程」という。）に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。特に、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者はセンター担当者から管理情報を提供された場合には、当該情報の区分に応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、提供されたことを証明する書類を提出すること。
- (2) 本業務において受注者が作成する情報については、センター担当者からの指示

に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受注者は、センターからの指示に応じて、情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、センター担当者から提供された管理情報が契約終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、センター担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。なお、返却又は破棄したことを証明する書類を提出すること。
- (5) 受注者は、本業務の終了時に、当該業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (6) 受注者は、契約締結後速やかに、誓約書を情報整理課に提出すること。

#### 14. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を、センターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。
- (2) 受注者は異常事態等が発生した場合、センターの指示に従い行動するものとする。
- (3) 受注者は、本業務により作成する書類や図面及びその他の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）をセンターへ無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受注者は、作業者と間で情報の管理等に関する取り決めを行い、機密保護を担保するものとする。
- (5) 受注者及び作業者は、センターが直接あるいは間接的に開示する情報の全て若しくは一部を複製したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (6) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関するすべての資料及び情報を、NMCCの情報管理要領に準じて管理するものとする。
- (7) 翻訳にあたっては、センターが指定する用語集、文例集を参考に、記載要領や手順書に沿った様式で英文を作成すること。
- (8) 作成あるいは修正した英文については、他の翻訳者あるいは英語力のある者が、英語表現及び様式等について確認するとともに、責任者が最終確認をした後に納品すること。
- (9) 5. 作業範囲に示した件数は前回までの実績を踏まえた目安の数値であり、契約後変動する場合がある。
- (10) 作業に当たっては、センターと間で適時に十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況をセンターに随時報告すること。
- (11) 受注者は従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。

- (12) 受注者及び作業者は、本作業においてセンターが提示した資料及び情報、並びに、受注者及び作業者が作成した作業メモ等（書面になっているものすべて）は、本作業終了後、受注者及び作業者はこれを速やかにセンターに返却するものとする。
- (13) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について質疑が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うものとする。

#### 15. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令するもの及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関するセンターとの連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他の本契約業務の処理に関する事項

以 上